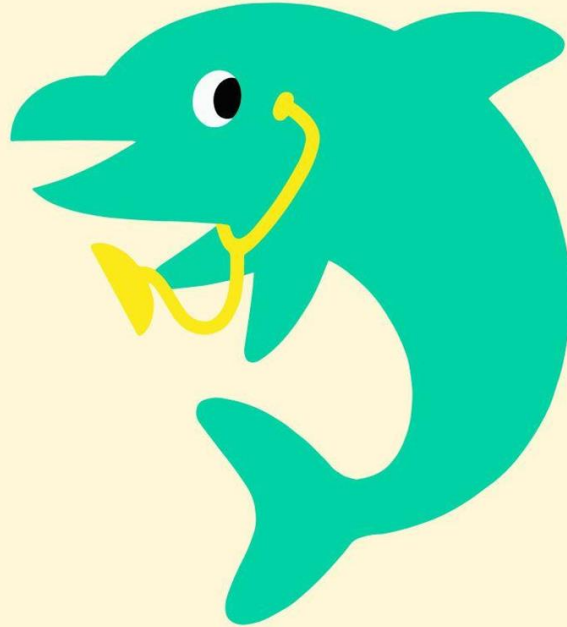


レベル1：子どもの権利及びこども基本法の基礎理解



こどもの声を聴く
こども聴診器
養成講座

もくじ

- はじめに
- なぜ子ども・若者の声を聴くのか
- 子どもの権利と、「こども基本法」
- 「こども大綱」と自治体の役割
- 「藤沢市子ども・若者共育計画」について
- 子ども・若者から意見を聴く
- 意見聴取の事前準備



はじめに

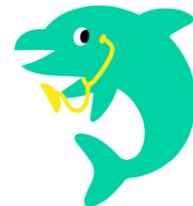
本研修の目的

2023年4月に施行された「こども基本法」において、
**国及び自治体が子ども・若者施策を策定・実施・評価する際には、
こども・若者の意見を反映するための必要な措置を講ずる
ことが義務づけられました。**

これは、子ども・若者を「施策の対象」ではなく、「**政策形成の主体**」として位置づける、
大きな転換点です。

藤沢市でも、2025年度から「**藤沢市子ども・若者共育計画**」がはじまり、**意見聴取の仕組み
や反映プロセスを実践に移していく段階**にあります。

本研修では、**職員が子ども・若者の意見聴取を実施し、
施策に生かすための基礎知識・スキルを習得**することを目的としています。



なぜ子ども・若者の声を聴くのか

子ども・若者をめぐる社会背景の変化

子ども・若者をめぐる課題が深刻化する中で、
2023年4月、国はこども家庭庁を新たに創設しました。

その背景には、少子化の進行や、虐待・貧困・ヤングケアラーなど、
子どもを取り巻く課題が複雑化・多様化している現状があります。

従来は、教育・福祉・医療・保健といった分野ごとにバラバラに対応していたため、
支援が十分に届かないケースや、制度の「はざま」に置かれる子どもたちがいました。

こうした「縦割り」の限界を乗り越え、子ども一人ひとりの権利とウェルビーイングを中心
に据えた**包括的な政策を進めるために、こども家庭庁が設置**されました。

併せて施行された「こども基本法」では、
こどもや若者の意見を聴き、政策に反映することが法律上の義務とされ、
行政のあり方そのものが問われる時代になっています。



子ども・若者をめぐる社会背景の変化

子どもや若者の意見を聴くことは、**一部の担当部署だけの仕事ではありません。**
地域づくりや行政施策の多くは、実は子ども・若者の生活と密接に関わっており、
日々の施策立案や実施の中に組み込むことができる取組です。

例えば、公園や道路、学校、公共施設、防災計画といった分野も、
子ども・若者の視点を取り入れることで、
より使いやすく、安全で、居心地の良いものになります。

こうした積み重ねが「声を聴く文化」を育て、
結果として「**こどもまんなか社会**」の実現につながります。

この社会に変えていくには、特別な誰かではなく、
職員一人ひとりの小さな行動から生まれます。
担当業務の中で、子どもや若者の視点を取り入れていきましょう。



子どもの権利と、こども基本法

子どもの権利はすべての子どもの人権

「子どもの権利」とは、すべての子どもたちが健やかに、ひとりの人間として育つために必要な「**あたりまえ**」のことです。

18歳未満のすべての子どもが、生まれたときから持っている権利です。

子どもは、「**成長・発達途中**」という特別な過程にある

- ⇒ だからこそ、**特別な権利**
- ⇒ **ひとりの「人間」**として大切にされる
- ⇒ 人としてあたりまえの尊厳、人権を持つ=**権利の主体**

子どもはだんだんと人間になるのではなく、すでに人間なのだ

ヤヌシュ・コルチャック
(1879~1942ポーランドの
小児科医・児童文学作家)

子どもは保護される対象というだけでなく、**ひとりの人間**として、自分に関わることについて決められる**権利の主体**です。

実際日本にも、権利の主体である子どもたちと共に（子どもが主体で、大人はそのパートナーとして）多様な取組をしている自治体が数多くあります。

子どもの権利ってなんだろう：4つの原則

「児童の権利に関する条約（以下、子どもの権利条約）」4つの一般原則

4つの原則①

命を守られ 成長できること

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

4つの原則②

子どもにとって 最もよいこと

子どもに関することが決められ、行われるときは、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

4つの原則③

意見を表明し 参加できること

子どもは自分に関係ある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

4つの原則④

差別のないこと

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などいかなる理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

子どもの権利が日本の子ども政策の中へ

日本では、子どもの権利の考え方が広がるまで時間がかかり、法制度も分散していることもあり、十分に機能していませんでした。

こうした状況を受け、**子どもの権利を一元的・包括的に守るための仕組み**として、2023年に「こども基本法」が制定され、こども家庭庁が設置されました。

この「こども基本法」には、**こどもの権利条約の一般原則が盛り込まれています**。

1989年 **子どもの権利条約 採択**

1994年 **子どもの権利条約を日本が批准**

2022年 **こども基本法成立**

2023年 **こども家庭庁発足・こども大綱**

2024年 **こどもまんなか実行計画**

子どもにとって
もっとも
よいことを

子どもとともに
考える

子どもの権利、日本でどのくらい知られている？

Q. 子どもの権利条約を知っていますか？

子どもの権利条約を「どんな内容かよく知っている」「どんな内容か少し知っている」「名前だけ聞いたことがある」と回答した割合（N=21,363）

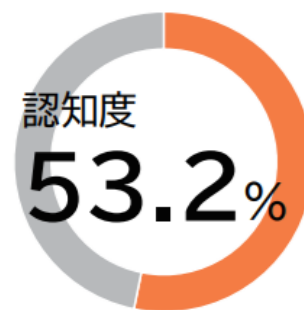
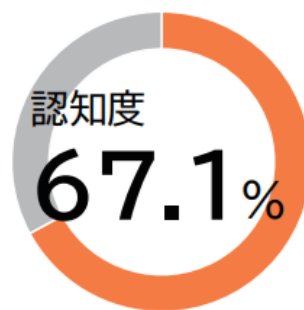
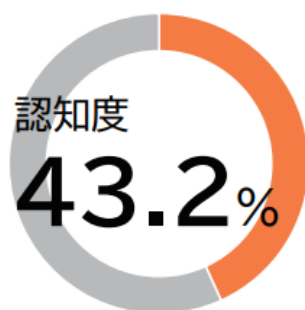
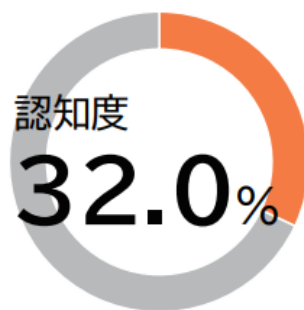
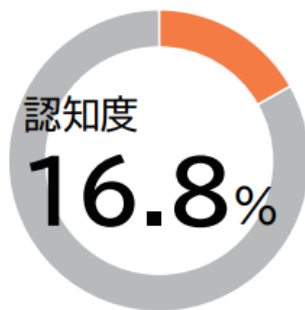
《小学1～3年生》

《小学4～6年生》

《中学生》

《高校生》

《大人》



小中学生は、子どもの権利条約を「聞いたことがない」という回答者が最も多く
大人の約半数が「聞いたことがない」と答えています。

出典：こども家庭庁「児童の権利に関する条約の認知度等調査及び同条約の普及啓発方法の検討のための調査研究 報告書 概要版」（2024）

Copyright2025 株式会社C&Yパートナーズ

子どもたちの声：子どもの権利が守られていないと思うとき

法律や制度の整備は進んできましたが、**すべての子どもの権利が守られている状況には至っていません。**
いじめや虐待、貧困など、支援が十分に届かないケースは今もあります。
制度の運用と実践の両面で、継続的な取組が必要です。

第36条 他のあらゆる形態の搾取からの保護

行き過ぎた校則に縛られている時。
(青森県・16歳・女子)

第3条 子どもの最善の利益

親に監修され親の言うことを聞かされる時。
(大阪府・17歳・男子)

第2条 差別の禁止

学校などで係などが性別によって決められる。やりたい係がやれなかったことがある。
(福岡県・15歳・女子)

第12条 意見表明権

「子どもだから」とか「子どもの考えなんて」とか言う理由で子どもが頑張っている意見を述べても相手にしてくれない大人が多いから。
(大阪府・16歳・男子)

第31条 休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加

大人が「勉強をしろ」「遊ぶな」「休むな」と言うことによって、子どもは「遊んではいけない」と刷り込まれている。
(三重県・15歳・女子)

こども大綱と自治体の役割

こども等の意見反映の義務化

こども基本法を象徴する大きな転換点が、「こども等の意見反映の義務化」です。
これまで児童福祉法では「意見を聴くよう努める」とされていたものが、「措置を講ずる」という**努力義務から法的義務へと明確に強化**されました。
行政組織には、子ども・若者の声を施策に反映することが求められています。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

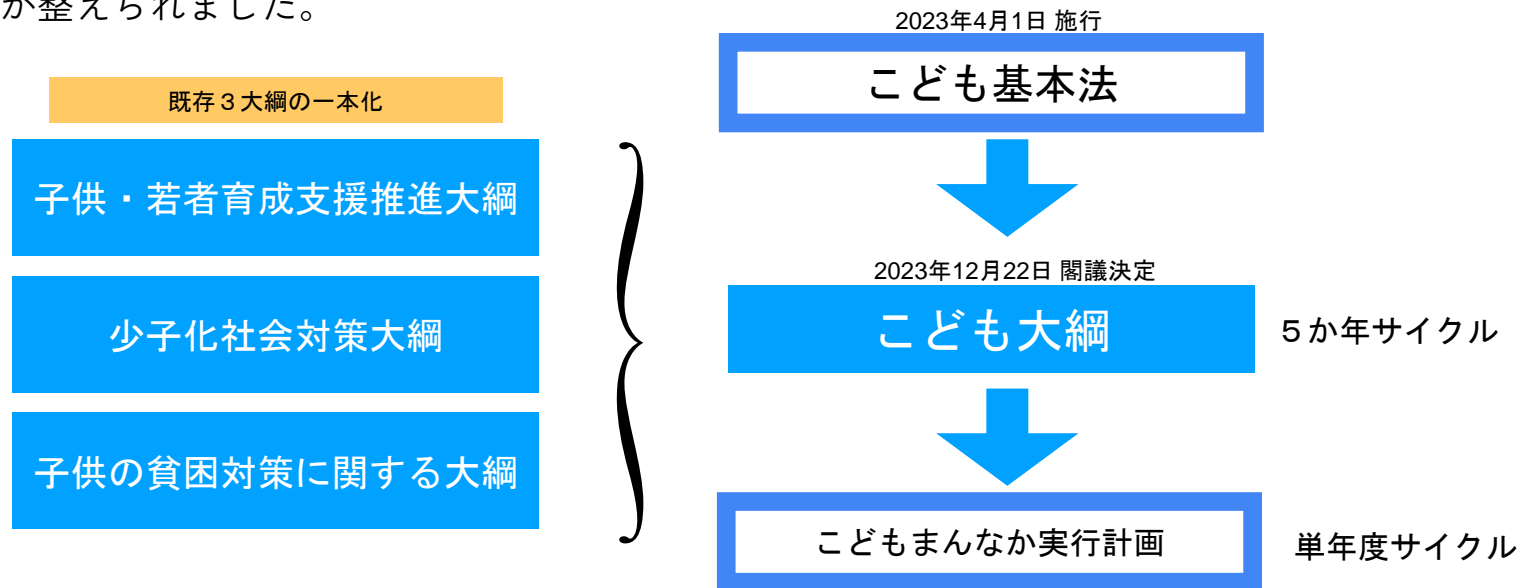
第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

出典：こども基本法

こども大綱と自治体の役割

国の基本方針として、既存の3大綱を一本化した「こども大綱」が策定され、さらにその具体的な実行計画として「こどもまんなか実行計画」が位置づけられています。

法律→方針→実行計画 という3層の仕組みによって、**子どもの権利を実効性のあるものとして進めていく体制**が整えられました。



国の方針を、地域の実情に合わせて具体化するのが自治体の役割です。子ども・若者の声を反映し、共に
つくる視点が求められています。

子ども・若者の意見反映と社会参画の二つの意義

「こども大綱」の策定過程では、**子ども・若者の意見を反映する意義**そのものについても議論が重ねられました。

こどもの声を施策に取り入れることで、**政策の実効性が高まるだけでなく、子ども自身が社会に変化をもたらす経験を通じて、自己肯定感や主体性を高め、民主主義の担い手を育てることができます。**

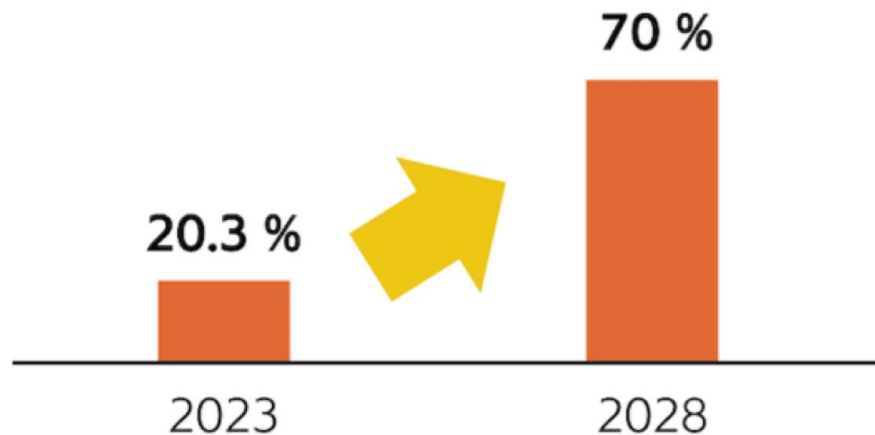
これは、これまで大人が中心に考えてきた社会から、**子どもと共に考える社会への大きな転換**を意味しています。

1. 「こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。」
2. 「こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。」

出典「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等～こども大綱の策定に向けて～（中間整理）案」

「こどもまんなか社会」に向けた数値目標

「こども施策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と
思うこども・若者の割合の目標を2割から7割へ



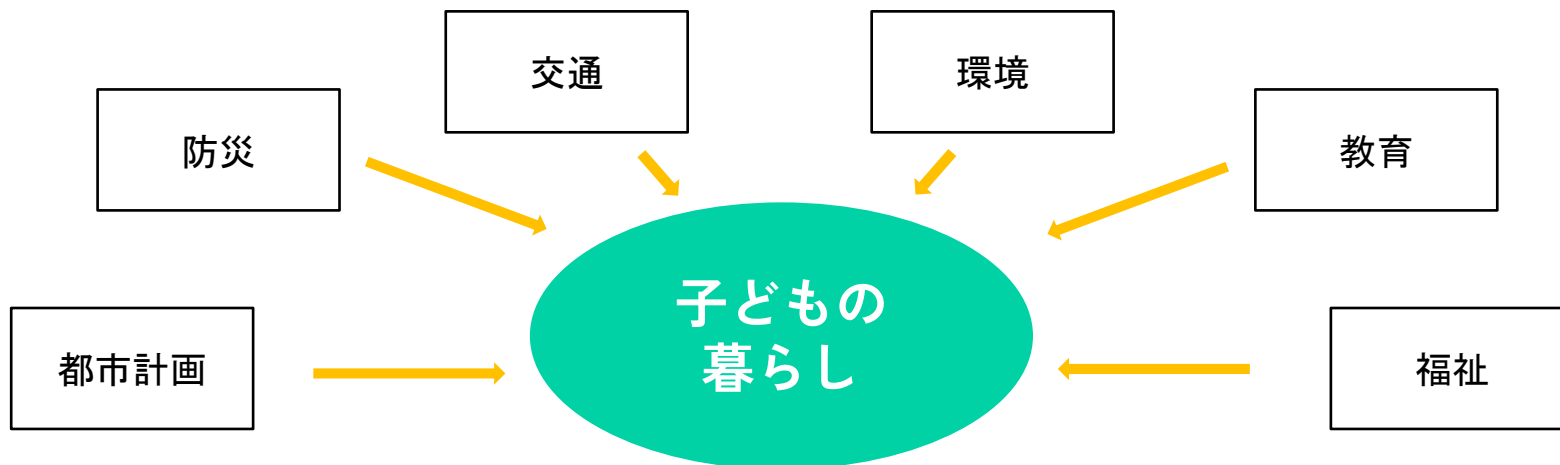
出典：こども大綱「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標

自治体におけるすべての分野が関連

こども施策は、教育や福祉に限られた特別な分野ではありません。

防災、都市計画、交通、環境、まちづくり——あらゆる行政分野が子どもや若者の生活に直結しています。

自治体は、**分野を横断しながら、地域の実情に応じた施策を展開し、子どもの声と共にまちをつくる主体**です。



藤沢市「子ども・若者^{ともいく}共育計画」について

「藤沢市子ども・若者共育計画」とは

藤沢市では、すべての子ども・若者が笑顔で暮らせる社会の実現を目指し、2025年度から5年間の計画として「藤沢市子ども・若者共育計画」を策定しました。

この計画は、「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」と「藤沢市子ども共育計画」の方向性を継承し、**子ども分野を一体的に網羅した**ものです。



期間：2025年度（令和7年度）～2029年度（令和11年度）

対象：親の妊娠・出産期から子どもや若者の社会的自立に至るまでの、すべての子どもや若者、子育て家庭・子育て当事者及び関わる人材

<目指す姿>

**こどもの笑顔がつながるまち、ふじさわ
～子ども・若者一人ひとりの可能性を育み、
だれひとり取り残さない、あたたかい地域共生社会～**

以下より全文を参照することができます

[文書管理](#)>[子ども青少年部](#)>[子ども総務課](#)>[06藤沢市子ども・若者共育計画](#)

計画の基本的な考え方

目指す姿の実現のため、以下6つの基本的な視点に基づき、8つの基本目標を定めています。これらは、計画全体を通して施策に取り組む際の土台となる考え方です。

6つの視点

視点1	子ども・若者の一人ひとりの人格や個性を大切にして、今とこれからのウェルビーイングと、その最善の利益を実現できるよう支援する。
視点2	子ども・若者の意見表明と社会参画を支援し、こども施策への反映に向けて対話しながら共に取り組む。
視点3	子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく、包括的に支援する。
視点4	困難な状況にある子ども・若者をだれひとり取り残さず、貧困と格差の解消に向けてきめ細かく支援する。
視点5	若い世代の結婚や子育ての希望の実現に向けて、生活の基盤の安定や、共働き・共育てを推進する。
視点6	地域社会全体で連携して、共育の取組を推進する。

計画の基本目標

各施策は、以下の8つの基本目標のもとに展開されています。

8つの基本目標

基本目標 1	子ども・若者のライフステージを通じた施策の推進 (ライフステージを通じた共通施策)
基本目標 2	だれひとり取り残さない子ども・若者支援の推進 (ライフステージを通じた共通施策)
基本目標 3	子どもの誕生前から幼児期までの支援の充実 (ライフステージ別施策)
基本目標 4	学童期・思春期の支援の充実 (ライフステージ別施策)
基本目標 5	青年期の支援の充実 (ライフステージ別施策)
基本目標 6	子育て当事者への支援の充実
基本目標 7	子ども・若者の意見表明・意見反映 (こども施策を推進するための必要な事項)
基本目標 8	地域全体で共に支える基盤をつくる (こども施策を推進するための必要な事項)

計画の構成

計画の本文は、以下の6つの章で構成されています。詳細は本文をご参照ください。

文書管理>子ども青少年部>子ども総務課>06藤沢市子ども・若者共育計画

章番号	章タイトル	主な内容
第1章	計画策定にあたって	計画策定の背景及び趣旨、計画の位置づけ、期間、対象について記述されています
第2章	子ども・若者、子育て家庭の状況	実態把握の方法（統計データ、各種アンケート調査等）、概況、本市の取組状況の評価と課題、現状と課題のまとめが含まれます
第3章	計画の基本的な考え方	計画の目指す姿、基本的な視点、基本目標、計画の体系（SDGsの位置づけを含む）について定められています
第4章	施策の展開	8つの基本目標に沿った具体的な施策（柱）が展開されています
第5章	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	子ども・子育て支援新制度の概要、教育・保育の量の見込みと確保方策、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策などが詳細に示されています
第6章	計画の推進体制	計画の推進体制、実施状況の点検・評価、計画の指標などが含まれます

子ども・若者から意見を聴く

「意見を聴く」とはということか

「意見を聴く」とは、単に論理的に整理された考えを聞くだけでなく、**子どもや若者の最善の利益（一番よいこと）を常に考え、その声（思い、気持ち、希望等）を真剣に受け止めること**を指します。

さらに、こども基本法における「意見」は、子どもの権利条約を踏まえ、**より広い気持ちや考えを指しています**。

「意見」の定義と範囲

「意見」は、「論理的に整理された考え」だけではなく、以下を含めて広範に渡っています。

○論理的な考えに限定されない

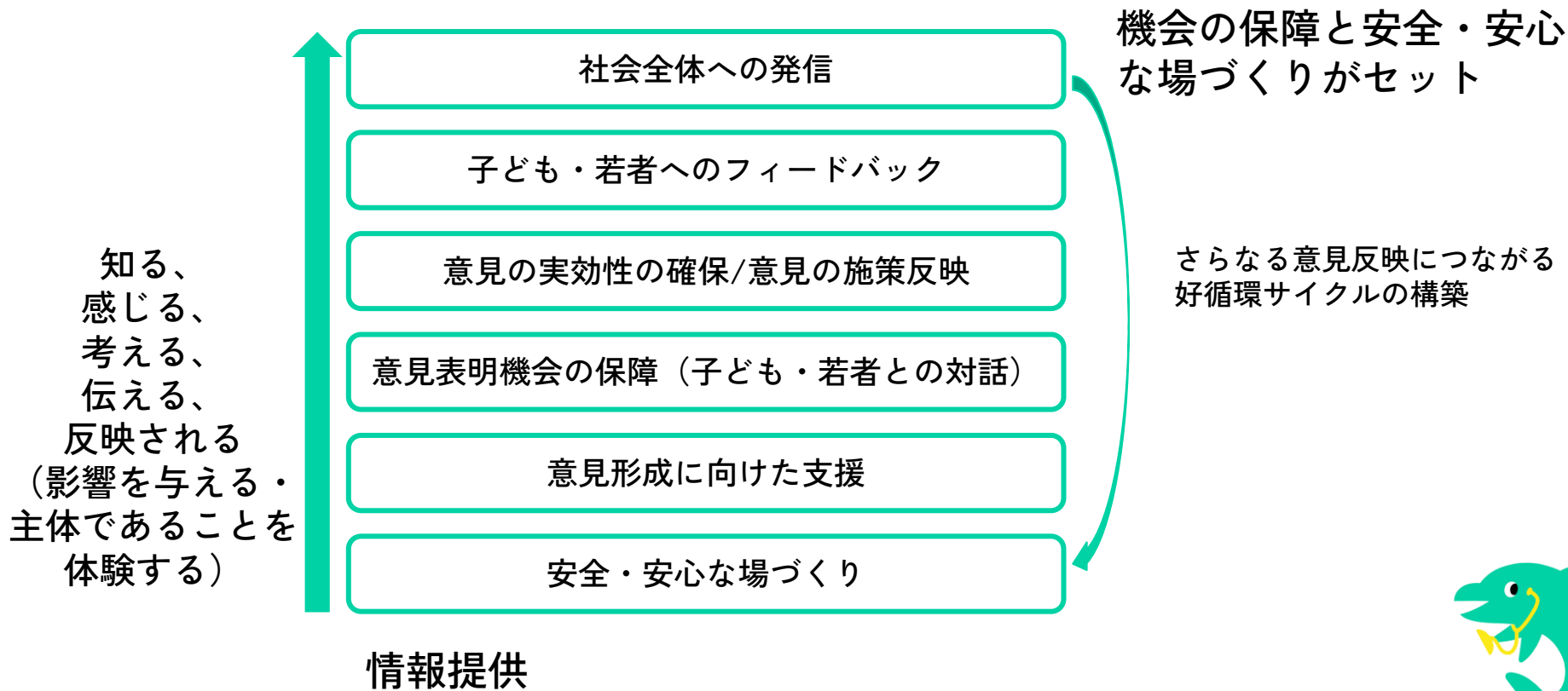
- ・意見とは、論理的に整理された考えだけを指すではありません。
- ・主張や考えだけでなく、思い、気持ち、希望等、その人なりのものの見方、感じ方を含めて意見です。

○非言語的なコミュニケーションを含む

- ・子どもの権利条約では、第12条において、「自由に自己の意見を表明する権利（the right to express those views freely）」を定めています。その「意見」は、原文（英語）では「view(s)」であり、意見を聴かれる権利に関する児童の権利委員会一般的意見第12号（2009年）において、**言語化された意見のみならず、遊びや身振り、絵を含む非言語のコミュニケーション形態への認識と尊重が必要**とされています。
- ・乳幼児は、言葉による表現だけでなく、**体の動きや音・環境への反応（表情、発声等）によって自分の声（意思）を表現することが多い**ため、非言語的なコミュニケーションを観察し、意思を読み取ることが重要です。

出典：「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」から抜粋

子ども・若者の意見反映サイクル

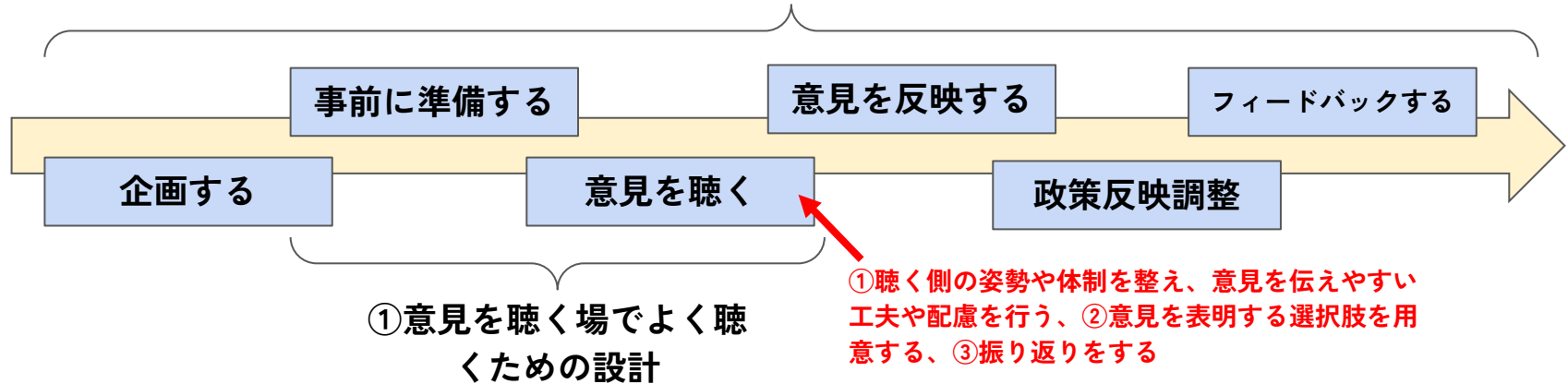


意見を聴く設計の二段構え

子ども・若者の声を聴く際は、①意見を聴く場でよく聴くための設計と、②企画から反映そしてフィードバックまでの一連のプロセスの両方を丁寧に設計することが大切です。

なお、意見をすべて反映しなければいけないわけではありませんが、**正当に考慮し、意見がどう扱われたかを伝えること、そして反映できなかった場合は、その理由をきちんと伝えること（フィードバック）が最重要です。**意見を聴いただけで終わらせることは、最も避けなければならないことです。形式的な意見聴取は、「意見を言っても無駄だった」という子ども・若者の失望を招き、意見を表明する意欲をそいでしまうためです。

②全体をサイクル化する設計



出典：「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」から抜粋

意見を聴くテーマ設定の基本的な考え方

子ども・若者に意見を聴くときに最も大切なのは、「子ども・若者にとって分かりやすく、興味があり、意見を言いやすいテーマを設定すること」です。

ポイント① 政策との関連性を考える

対象とする施策や計画が、子ども・若者にどう関係するかを考え、何について意見を聴くべきかを検討した上でテーマを設定します。

- ・自治体の計画や施策が、子ども・若者の生活にどのように関係するかを考える
- ・教育・福祉・医療・まちづくりなど、幅広い分野が対象
例：通学路、公園、居場所、住宅、気候変動、防災など

ポイント② 聴く場面と目的を考える

意見を聴く目的によって、手法や問いの立て方が変わります。

- ・現状の施策について、**希望や課題、ニーズを聞く**
- ・どのように課題を解決するか、**解決策のアイデア**を募る
- ・子ども・若者自身が**事業の実施の担い手**となって、**企画・運営**をする
- ・**施策や事業を評価**して、より良くする

出典：「子ども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」から抜粋して作成

テーマ設定のコツと工夫

コツ① 大人主導にしすぎない

自治体が聴きたいことだけでなく、**子ども・若者自身が話したいテーマ**も設定しましょう。
※子ども・若者に何をテーマにするか決めてもらうところから始めるのもアリ

コツ② 年齢・発達に応じた問いかけ方にする

例えば「都市計画」について聴くときは、以下のように言い換えましょう

小学生・中学生	「まちで好きなところは？」 「もっと楽しくするには？」
高校生以上	「今のまちの課題は？」 「将来どうなってほしい？」

コツ③ 抽象的な政策を身近に置き換える

行政用語や抽象概念は避け、子どもにとって身近な言葉・体験で話せるテーマにしましょう

例：「都市計画」→「まち」、「環境問題」→「花」など

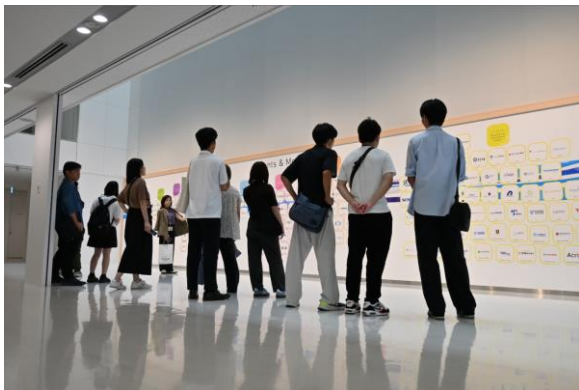
意見を聴く方法

意見を聴くには様々な手法がありますが、**子ども・若者の状況や希望に応じて意見表明の方法を選ぶよう、多様な選択肢を複数用意することが推奨されています。**

類型	手法	形式・ツール	内容	特徴	デメリット・課題	主な活用場面・例
継続	審議会・懇談会等への登用	対面・オンライン	審議会や懇談会の委員として登用	政策形成・評価に長期的に関与	移動・時間的制約、発言力の差	施策検討・評価段階の参加
	常設の会議体（こども若者会議）	対面・オンライン	自治体等に常設の議論・提言の場を設置	継続的な意見収集と反映	運営体制の継続確保が必要	自治体の方針づくり
	WEB掲示板	オンラインプラットフォーム	登録制でテーマごとのアンケートや意見投稿	柔軟な意見収集が可能	継続参加の動機付けが必要	定期的なニーズ把握
スポット	パブリックコメント	WEBフォーム・紙	政策案等への意見募集	幅広い層から意見を集めやすい	意見の質・深さが限定的	政策案へのフィードバック
	対話/ワークショップ	対面・オンライン	問いかけや対話からアイデア出しをする	双方向の議論が可能	一部の積極的な人に偏りやすい	施策企画時のアイデア収集
	イベント	対面	カジュアルな交流を通じて意見を引き出す場	カジュアルに意見を集められる	深い議論には不向き	周知・啓発・ニーズ把握
	アンケート	WEB・紙	質問紙形式で意見収集	多数の意見を効率的に収集	背景の深掘りは困難	施策の方向性検討
	チャット（SNS）	LINE・X等のSNS	テキストで意見・相談を送信	匿名性と身近さ、参加ハードル低	ITリテラシー差・管理負担	若者の気軽な声の吸い上げ
	電話	電話	個別ヒアリング	直接話すことで信頼性が高い	人的リソースに限界	緊急時・個別相談
	手紙・意見箱	郵送・意見箱設置・オンライン	周囲を気にせず意見提出	匿名性・安心感	即時性が低い、整理が必要	学校・施設での意見募集

藤沢市の事例

2025年、藤沢市では「ふじさわ子ども・若者委員会～かわせみボイス隊～」として、常設の会議体を設けました。また、意見反映オンラインプラットフォーム「かわせみボイス」を立ち上げ、様々な子ども・若者の意見を吸い上げています。



誰でも意見を見ることができます。アクセスしてみましょう！



<https://fujisawa-city-kodomo.liqlid.jp/>



意見聴取の事前準備

子ども・若者が安心して話せる場をつくる

直接子ども・若者の意見を聴くとき、**最初に大切なのは「安心して話せる場」をつくる**ことです。どれだけよい問いを準備しても、安心感がなければ本音は出てきません。場の雰囲気や話し方ひとつで、子どもの声が出にくくなることがあります。

観点（例）	ポイント
教員や保護者の出入り	本音を言いにくくなる要因。必要最小限にし、立ち位置を明確に。
メディアの受入れ	取材・撮影は最小限に。事前説明と同意取得を徹底し、匿名性を確保。
参加する職員（大人）の服装	権威感を和らげ、心理的距離を縮めるために柔らかい印象になるよう工夫を。
部屋の大きさやレイアウト、部屋の明るさ	顔が見える位置と明るい空間が安心感を生む。ステージ形式・スクール形式は避ける。
参加者のグループ人数やバランス	4～6人程度が理想。年齢・立場のバランスにも配慮する。
参加者への周知の方法	わかりやすく、年齢にあった方法で。資料にはふりがなをふる配慮を。
フィードバックの方法	聞きっぱなしにせず、反映内容以外にも反映できなかった内容を伝える。動画等で伝えるなど、わかりやすく、気持ち伝わる工夫を。

空間設計の違いによる効果

以下は、行政がとある学校に出向いて意見聴取ワークショップを実施した際の例です。
最も活発に意見が出たのは、「生徒と教員が別会場」でした。

A会場

生徒と教員が別会場

生徒も教員もイキイキと意見を言えたが、教員は学校への不満ばかりになってしまった。

生徒の意見を言うことに対する満足度が一番高かった。

B会場

生徒と教員が同じ会場
だけど、真ん中に仕切り

A会場よりも意見が活発に出なかったが、それほど変わり映えしない様子。

C会場

生徒と教員が同じ会場
だけど、距離を離す

「あそこに先生がいるから言いにくんだけど...」という生徒。

教員も生徒も集中できない。

▶ **空間設計が意見の量や質に及ぼす影響はとて大きいことがわかります**

子どものセーフガードとは

子ども・若者の意見聴取の場は、子ども・若者が安心して自分の思いを語るための大切な対話の場です。

だからこそ、その安心と安全を守るために「セーフガード」を理解し、運営する側の一人ひとりが実践する必要があります。

子どものセーフガードとは

組織の**役職員や関係者**によって、また**事業活動**において、子どもに**いかなる危害も及ぼさない**よう、つまり**虐待・搾取や危険のリスク**にさらすことのないよう努めることであり、万一、活動を通じて子どもの安全にかかわる懸念が生じたときには、**しかるべき責任機関に報告を行い、それを組織の責任として取り組む**ことです。

出典：公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
「子どもと若者のセーフガード最低基準のためのガイド」

子ども・若者を守る責任は、**職員だけでなく、活動に関わるすべての大人**にあります。

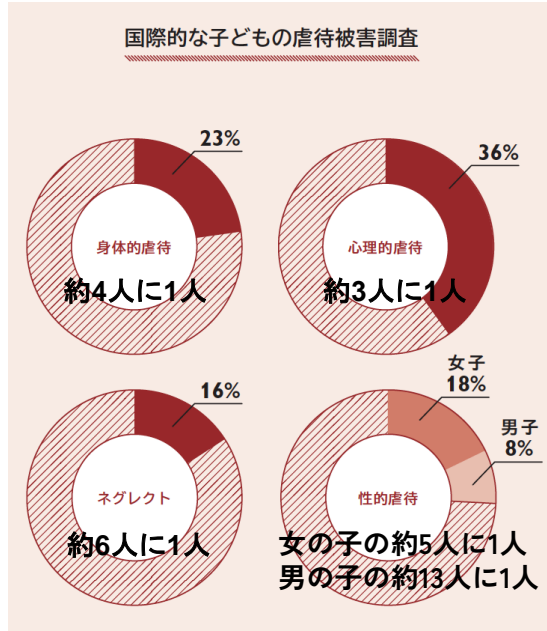
役職員だけではなく、ボランティア、インターン、パートナー団体、物資調達や取材に来た人など、関係するすべての人が対象です。

そして、子ども・若者を**虐待・搾取**・その他の有害行為から遠ざける必要があります。

有害行為には、**身体的虐待、性的虐待、性的搾取、ネグレクト（養育怠慢）、心理的虐待、商業的搾取、その他の有害な行為**が含まれます。

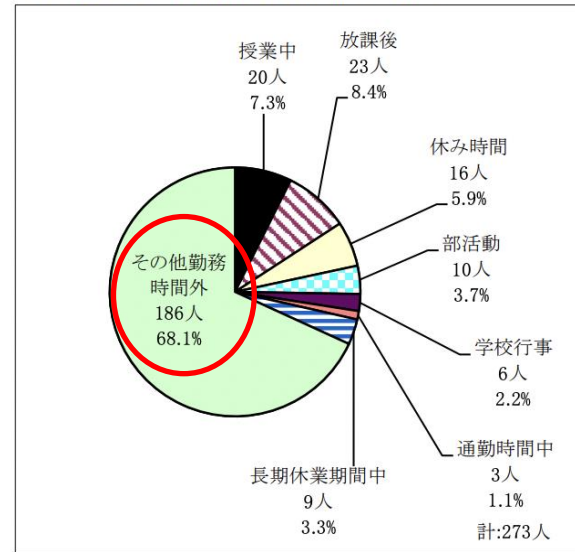
子どもの虐待に関する統計

虐待や性被害は、決して特別なことではなく、多くの子どもが日常のなかで直面しています。そのリスクは、活動の「外側」でも生まれ得るため、意見聴取の場と同様に、十分な配慮と対策が必要です。



出典：「子どもと若者のセーフガーディング最低基準のためのガイド」

(7) わいせつ行為等が行われた場面



出典：令和元年度わいせつ行為等に係る懲戒処分
の状況について(教育職員)
(「わいせつ行為等が行われた場面」の抜粋)

子どもの権利を大切に、子どもの傷つきを防ぐために

子ども・若者と対話する場では、安心と信頼を守るための関わり方が何よりも大切です。
ファシリテーター自身の言葉づかいやふるまいが、相手にとって安心にも不安にもなり得ます。
相手を一人の人として尊重し、安全な環境を守るための基本的な配慮と姿勢が求められます。

絶対に守っていきべきこと

- ✓ こちらが決めた勝手な愛称（○○ちゃん、○○くん）で呼ばない（必ず本人が望む呼ばれ方を確認する）
- ✓ 身体を触らない（励ましのための肩や背中をポンポンとするなども含む）
- ✓ 子ども時代の自分や他の子どもと比較せず、目の前の子どもを一人の存在として見つめ、敬意を持って関わる
- ✓ 個人的な連絡先の交換をしない（SNSで個人的なつながりを作らない）
- ✓ 名刺をこちらから渡さない
- ✓ 閉鎖的な空間（オンライン空間も含む）で1対1にならない
- ✓ コミュニケーションをとるときには、周囲の人も一緒に関わるような工夫をする
- ✓ 差別・偏見的な言葉づかいやコミュニケーションを取らない
- ✓ 相手の言葉を勝手に判断したり、自分の思い込みや経験を押し付けない

子どものセーフガーディングに基づいた行動指針

いかなる状況においても子どもの権利を侵害しないよう、どのようなふるまいをすべきかを考えましょう。

<すべての関係者に以下の行為は許されません>

- A. 子どもを叩いたり、暴力によって身体的に傷つけたりする
- B. 子どもと性的・肉体的関係をもつ
- C. 子どもを利用する、もしくは傷つけるととられかねない関係性をつくる
- D. 子どもに対して不適切な言葉を使ったり、侮辱的・攻撃的な提案や示唆をする
- E. 子どもが虐待にあいやすい状況をつくる
- F. 不適切な、あるいは、性的なことを連想させる挑発的な身振りや態度を取る
- G. **子どもが自分でできることを必要以上に手伝う**
- H. 違法、危険、または乱暴な子どもの振り舞いを大目に見たり、加担する
- I. はずかしめる、自尊心を傷つける、軽視する、見下すなど、あらゆる方法で子どもを心理的に傷つける
- J. **特定の子どものみを差別したり、他の子と異なる扱いをしたり、えこひいきをして集団から排除する**
- K. **活動に関わる子どもと活動外で個人的に連絡をとる、もしくはとろうとする**
- L. 活動に参加している子どもと同じ床(とこ)で寝る
- M. 活動に参加している子どもと同じ部屋で寝る。ただし、例外的状況かつ事前に上長の許可を得ている場合を除く

- N. ポルノグラフィや過激な暴力を含む不適切な画像、動画、ウェブサイト子どもを誘導しその危険にさらす
- O. 規範違反との疑念をもたれかねないような状況に自分自身を置く

<子どもと接する際に以下の点に留意する必要があります>

- P. どのような状況が子どもにとって危険なのかを察知し、未然に対処する
- Q. 危険を最小限に留められるよう、計画段階で事業内容や実施場所を熟考し必要な環境を整える
- R. 可能な限り、他者の目が届く場所で子どもと接する
- S. どのような問題提起や懸念も気軽に表明できて話し合えるような、オープンな雰囲気をつくる
- T. 不適切な行為または虐待となりうる言動が見過ごされないように、各々が責任感を持つ
- U. 職員や関係者とどう接しているかについて日ごろから子どもと話し、彼らが気になっていることがあれば伝えるよう促す
- V. 子どもをエンパワーする。すなわち、子どもの権利に関する理解や、何が適切で何が不適切か、また問題が起きた時にどうしたら良いかについて子どもたちと話し合う